

○京都府結核予防費補助金交付要綱

昭和38年12月28日

京都府告示第887号

最終改正 令和3年3月31日告示第179号

京都府結核予防費補助金交付要綱を次のように定め、昭和38年4月1日から適用し、昭和38年度分の補助金については、第3の申請の日は、昭和39年1月20日とし、第8の報告書は、提出を要しないものとする。

京都府結核予防費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、事業者又は学校若しくは施設の長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第53条の2第1項の規定により行う定期の健康診断（事業者の行う定期の健康診断を除く。以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において法第60条の規定により補助金を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）を適用するほか、必要な事項を定めるものとする。

（昭61告示745・平18告示104・平19告示477・一部改正）

(補助金)

第2 補助事業に要する経費のうち、事業者又は学校若しくは施設の設置者に交付する補助金は、結核予防費補助金交付基準（別表）に定める算定基準により算定した額と対象経費の実支出額（寄付金その他の収入があるときは、その収入額を控除した額）を比較して少ない額に3分の2を乗じて得た額とする。

（昭45告示402・昭61告示745・一部改正）

(補助金の交付の申請)

第3 規則第5条の規定による申請及び添付書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 結核予防費補助金交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 結核予防費補助申請額算出明細書（別記第2号様式）
- (3) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

（昭59告示459・平19告示477・一部改正）

(補助金の交付の決定)

第4 知事は、補助金受付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項により交付を決定する場合に必要なあると認めるときは、補助金交付申請にかかる事項につき修正を加え、または条件を付することがある。

(決定の通知)

第5 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかに、その決定の内容およびこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第6 補助事業を中止し、又は事業計画の全部若しくは一部を変更するときは、あらかじめ、結核予防費補助金中止(変更)申請書(別記第3号様式)により知事の承認を受けなければならない。

(平19告示477・旧第7繰上・一部改正)

(状況報告)

第7 規則第11条の規定による報告書は別記第4号様式とし、当該実施年度の12月15日までに知事に提出しなければならない。

(平19告示477・旧第8繰上)

(実績報告)

第8 規則第13条に規定する書類は、次のとおりとし、当該実施年度の翌年度の4月10日までに知事に、提出しなければならない。

- (1) 結核予防費補助金精算書(別記第5号様式)
- (2) 結核予防費補助金精算額明細書(別記第6号様式)
- (3) 結核予防費補助金精算額算出明細書(別記第7号様式)
- (4) 結核予防費補助金精算額内訳書(別記第8号様式)
- (5) 結核予防費補助事業実施成績書(別記第9号様式)
- (6) 歳入歳出決算書又は見込書抄本

(平13告示583・一部改正、平19告示477・旧第9繰上・一部改正)

(補助金の額の確定)

第9 知事は、補助金精算書を受理したときは、必要な審査(現地調査等を含む。)を行い、実施の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に通知する。

(平19告示477・旧第10繰上・一部改正)

(決定の取消し)

第10 知事は、補助事業者等が補助金を他の用途への使用をし、その他補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことがある。この取消しは補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(平19告示477・旧第11繰上)

第11 補助金は、原則として補助金の額を確定した後、遅滞なく交付するものとする。ただし、必要があるときは、概算交付することがある。

(平19告示477・追加)

(補助金の返還)

第12 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合または補助金の額を確定し、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13 知事に提出する書類は、正副2部とし所轄保健所長を経由しなければならない。

改正文(昭和40年告示第378号)抄

昭和40年度事業から適用する。

改正文(昭和41年告示第330号)抄

昭和41年度事業から適用する。

改正文(昭和42年告示第325号)抄

昭和42年度事業から適用する。

改正文(昭和43年告示第349号)抄

昭和43年度から適用する。

改正文(昭和44年告示第534号)抄

昭和44年度の補助金から適用する。

改正文(昭和45年告示第402号)抄

昭和45年度の補助金から適用する。

改正文(昭和46年告示第380号)抄

昭和46年度分の補助金から適用する。

改正文(昭和47年告示第427号)抄

昭和47年度の補助金から適用する。

改正文(昭和48年告示第430号)抄

昭和48年度分の補助金から適用する。

改正文（昭和49年告示第448号）抄
昭和49年度分の補助金から適用する。

改正文（昭和50年告示第59号）抄
昭和49年10月1日から適用する。

改正文（昭和50年告示第395号）抄
昭和50年度分の補助金から適用する。

改正文（昭和50年告示第540号）抄
昭和50年度分の補助金から適用する。

改正文（昭和51年告示第509号）抄
昭和51年度分の補助金から適用する。

改正文（昭和52年告示第423号）抄
昭和52年度分の補助金から適用する。

改正文（昭和53年告示第436号）抄
昭和53年度分の補助金から適用する。

改正文（昭和54年告示第438号）抄
昭和54年度分の補助金から適用する。

改正文（昭和56年告示第48号）抄
昭和55年度分の補助金から適用する。なお、昭和55年度分の補助金にあつては、第3中「9月30日」とあるのは「昭和56年1月31日」とし、第8の規定は適用しないものとする。

改正文（昭和57年告示第87号）抄
昭和56年度分の補助金から適用する。なお、昭和56年度分の補助金にあつては、第3中「9月30日」とあるのは「昭和57年2月15日」とし、第8の規定は適用しないものとする。

改正文（昭和57年告示第889号）抄
昭和57年度分の補助金から適用する。なお、昭和57年度分の補助金にあつては、第3中「9月30日」とあるのは「昭和57年12月17日」とし、第8の規定は適用しないものとする。

改正文（昭和59年告示第17号）抄
昭和58年度分の補助金から適用する。なお、昭和58年度分の補助金にあつては、第3中「当該実施年度の9月30日」とあるのは「昭和59年1月20日」とし、第8の規定は適用しないものとする。

改正文（昭和59年告示第459号）抄

昭和59年度分の補助金から適用する。

改正文（昭和61年告示第127号）抄
昭和60年度分の補助金から適用する。

改正文（昭和61年告示第745号）抄
昭和61年度分の補助金から適用する。

改正文（昭和62年告示第696号）抄
昭和62年度分の補助金から適用する。

改正文（昭和63年告示第692号）抄
昭和63年度分の補助金から適用する。

改正文（平成2年告示第80号）抄
平成元年度分の補助金から適用する。

改正文（平成3年告示第73号）抄
平成2年度分の補助金から適用する。

改正文（平成4年告示第6号）抄
平成3年度分の補助金から適用する。

改正文（平成5年告示第77号）抄
平成4年度分の補助金から適用する。

改正文（平成6年告示第67号）抄
平成5年度分の補助金から適用する。

改正文（平成6年告示第743号）抄
平成6年度分の補助金から適用する。

改正文（平成7年告示第722号）抄
平成7年度分の補助金から適用する。

改正文（平成8年告示第635号）抄
平成8年度分の補助金から適用する。

改正文（平成10年告示第8号）抄
平成9年度分の補助金から適用する。

改正文（平成11年告示第85号）抄
平成10年度分の補助金から適用する。

改正文（平成11年告示第714号）抄
平成11年度分の補助金から適用する。

改正文（平成13年告示第1号）抄
平成12年度分の補助金から適用する。

改正文（平成13年告示第583号）抄
平成13年度分の補助金から適用する。

改正文（平成15年告示第14号）抄
平成14年度分の補助金から適用する。

改正文（平成16年告示第134号）抄
平成15年度分の補助金から適用する。

改正文（平成17年告示第99号）抄
平成16年度分の補助金から適用する。

改正文（平成18年告示第104号）抄
平成17年度分の補助金から適用する。

改正文（平成19年告示第477号）抄
平成19年度分の補助金から適用する。

改正文（平成24年告示第113号）抄
平成24年4月1日から施行する。

改正文（平成27年告示第119号）抄
平成26年度分の補助金から適用する。

改正文（平成29年告示第115号）抄
平成28年度分の補助金から適用する。

附 則（令和3年告示第179号）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正前のそれぞれの告示の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この告示による改正後のそれぞれの告示の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

別表（第2関係）

（昭52告示423・全改、昭53告示436・昭54告示438・昭56告示48・昭57告示87・昭57告示889・昭59告示17・昭59告示459・昭61告示127・昭61告示745・昭62告示696・昭63告示692・平2告示80・平3告示73・平4告示6・平5告示77・平6告示67・平6告示743・平7告示722・平8告示635・平10告示8・平11告示85・平11告示714・平13告示1・平13告示583・平15告示14・平16告示134・平17告示99・平18告示104・

平19告示477・平24告示113・平27告示119・平29告示115・一部改正)

結核予防費補助金交付基準

基準額	(1) 95円×保健所で70mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数 (2) 475円×医療機関で70mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数 (3) 123円×保健所で100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数 (4) 503円×医療機関で100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数 (5) 123円×保健所で直接撮影を受けた者の延べ数 (6) 503円×医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数
対象経費	法第53条の2第1項の規定による健康診断のために必要な報酬、職員手当（特殊勤務手当）、賃金、報償費（報償金）、旅費、需用費（消耗品、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料及び損害保険料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費並びに公課費

別記第1号様式(第3関係)

年 月 日

京都府知事 様

学校、施設又は
事業所の所在地
名 称
申 請 者

年度結核予防費補助金交付申請書

年度結核予防費補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

補助金申請額 金 円

年度結核予防費補助金交付申請額明細書

支 出 予 定 額 A	寄附金その 他 収 入 額 B	差 引 額 C(A-B)	交付基準に よる算定額 D	補 助 基 本 額 E	補助申請額 F $\left[E \times \frac{2}{3} \right]$
円	円	円	円	円	円

注 「補助基本額 E」欄は、C 欄と D 欄とを比較していずれか少ない方を記入してください。

歳入歳出予算書抄本 別 添

第2号様式(第3関係)

年度結核予防費補助金交付申請書

1 健康診断費

	箇所数	対象人員 a	受診人員 b	受診見込率 b/a (%)	健康診断						合計金額
					間接撮影				直接撮影		
					保健所実施		医療機関実施		保健所 実施	医療機 関実施	
					70mm	100mm	70mm	100mm			
高校生											
19歳以上の学生											
施設											
計 A											
支出額(円) B											
1人当たりの支出額(円) B/A											
交付基準 算定額(円)	単価 C										
	$C \times A$										

注 健康診断は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成10年政令第420号)第12条第1項第2号及び第4号の規定により、学生又は生徒は入学した年度、施設入所者は65歳に達する日の属する年度以降毎年度受ける必要があります。

2 健康診断の実施(予定)時期 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式(第6関係)

年 月 日

京都府知事 様

学校、施設又は
事業所の所在地
名 称
申 請 者

年度結核予防費補助金中止(変更)申請書

年 月 日付け第 号をもって申請をしました結核予防費補助事業を下
記のとおり中止(変更)しましたので、申請します。

記

補助金中止(変更)申請額 金 円
既 交 付 決 定 額 金 円
差 引 増 減 額 金 円

中止(変更)理由

年度結核予防費補助金中止(変更)申請額明細書

支出 済額 A	事 業 収入額 B	差 引 額 C (A-B)	交付基 準によ る算定 額 D	補 助 基本額 E	補助所要額 F $\left[E \times \frac{2}{3} \right]$	補助交付 決 定 額 G	補助金 受入額 H	過不足額 I (F-H)
円	円	円	円	円	円	円	円	円

注 1 「補助基本額E」欄は、C欄とD欄とを比較していずれか少ない方を記入してく
ださい。

2 「補助所要額F」欄は、補助金中止(変更)申請額と同額にしてください。

結核予防費補助金中止(変更)申請額算出明細書 別紙

歳入歳出予算書又は見込書抄本 別添

別紙

年度結核予防費補助金中止(変更)申請額明細書

1 健康診断費

	箇所数	対象人員 a	受診人員 b	受診見込率 b/a (%)	健康診断						合計金額
					間接撮影				直接撮影		
					保健所実施		医療機関実施		保健所 実施	医療機 関実施	
					70mm	100mm	70mm	100mm			
高等学校											
19歳以上の学生											
施設											
計	A										
支出額(円)	B										
1人当たりの支出額(円)	B/A										
交付基準 算定額(円)	単価 C										
	$C \times A$										

注 健康診断は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第12条第1項第2号及び第4号の規定により、学生又は生徒は入学した年度、施設入所者は65歳に達する日の属する年度以降毎年度受ける必要があります。

2 健康診断の実施(予定)時期 年 月 日から 年 月 日まで

第4号様式(第7関係)

年 月 日

京都府知事 様

学校、施設又は
事業所の所在地
名 称
申 請 者

年度結核予防補助事業状況報告書

月 日付け第 号をもって補助申請をした結核予防補助事業に係る11月30日
現在の実施状況につき、別紙のとおり報告します。

別紙

年度結核予防費補助事業状況報告書

	箇所数	対象人員 a	受診人員 b	受診見込率 b/a (%)	健康診断						合計金額
					間接撮影				直接撮影		
					保健所実施		医療機関実施		保健所 実施	医療機 関実施	
					70mm	100mm	70mm	100mm			
高 校 生											
19 歳 以 上 の 学 生											
施 設											
計 A											
支 出 額 (円) B											
1人当たりの支出額(円) B/A											
合 計	実 施 済 人 員										
	今 後 実 施 見 込 人 員										

注 健康診断は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第12条第1項第2号及び第4号の規定により、学生又は生徒は入学した年度、施設入所者は65歳に達する日の属する年度以降毎年度受ける必要があります。

第5号様式(第8関係)

年 月 日

京都府知事 様

学校、施設又は
事業所の所在地
名 称
申 請 者

年度結核予防費補助金精算書

年 月 日付京都府指令第 号をもって補助金交付の決定のあつた
年度結核予防補助事業を下記のとおり完了したので、関係書類をそえて精算書を提出
します。

記

補助金精算額 金 円

第6号様式(第8関係)

年度結核予防費補助金精算額明細書

支出 済額 A	事業 収入 額 B	差 引 額 C (A-B)	交付基準 による算 額 D	補助基 本額 E	補助所要額 F $\left[E \times \frac{2}{3} \right]$	補助交 付決 定 額 G	補助金 受入額 H	過不足額 I (F-H)
円	円	円	円	円	円	円	円	円

注 1 「補助基本額E」欄は、C欄とD欄とを比較していずれか少ない方を記入してください。

2 「補助所要額F」欄は、補助金精算額と同額にしてください。

第7号様式(第8関係)

年度結核予防費補助金精算額算出明細書

1 健康診断費

	箇所数	対象人員 a	受診人員 b	受診率 b/a (%)	健康診断						合計金額
					間接撮影				直接撮影		
					保健所実施		医療機関実施		保健所 実施	医療機 関実施	
					70mm	100mm	70mm	100mm			
高等学校生											
19歳以上の学生											
施設											
計	A										
支出額(円)	B										
1人当たりの支出額(円)	B/A										
交付基準 算定額(円)	単価 C										
	$C \times A$										

2 健康診断の実施時期 年 月 日から 年 月 日まで

第8号様式(第8関係)

年度結核予防費補助金精算額内訳書

撮影費

支出科目	支出済額	支出済額内訳(種類別、件数、金額)
計	円	

注 内訳の種類別件数は、学校、施設等に区別して記載してください。

第9号様式(第8関係)

年度結核予防費補助事業実施成績書

1 健康診断の実施成績

	受診者数	間接撮影者数				直接撮影者数	
		保健所実施		医療機関実施		保健所 実 施	医療機関 実 施
		70mm	100mm	70mm	100mm		
高 校 生	人	人	人	人	人	人	
19歳以上の学生							
施 設							
計							

2 実施方法

区 分	保健所	医療機関	その他	備考
間接撮影				
直接撮影				

注 該当する欄に○印を記入してください。

別記第1号様式（第3関係）

（昭50告示540・全改、昭61告示745・平3告示73・令3告示179・一部改正）

第2号様式（第3関係）

（平18告示104・全改、平19告示477・平24告示113・一部改正）

第3号様式（第6関係）

（昭50告示540・全改、昭53告示436・昭54告示438・昭57告示889・昭59告示17・昭61告示745・平3告示73・平16告示134・平18告示104・平19告示477・平24告示113・令3告示179・一部改正）

第4号様式（第7関係）

（昭50告示540・全改、昭53告示436・昭54告示438・昭57告示889・昭59告示17・昭61告示745・平3告示73・平16告示134・平18告示104・平19告示477・平24告示113・令3告示179・一部改正）

第5号様式（第8関係）

（昭61告示745・平3告示73・平19告示477・令3告示179・一部改正）

第6号様式（第8関係）

（昭61告示745・全改、平3告示73・平19告示477・一部改正）

第7号様式（第8関係）

（平18告示104・全改、平19告示477・平24告示113・一部改正）

第8号様式（第8関係）

（平18告示104・全改、平19告示477・平24告示113・一部改正）

第9号様式（第8関係）

（平18告示104・全改、平19告示477・平24告示113・一部改正）